

(公社)朝日町シルバー人材センター会員加入紹介者

報奨費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(公社)朝日町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の事業活動の充実発展を図るため、新規会員の増強に資することを目的とする。

(新規会員加入者紹介及び報奨)

第2条 センターの会員が加入紹介した方が、新規会員として入会された場合、その尽力に対して報奨する。

2 新規会員加入者1名につき、報奨費として3,000円相当の商品券を支給する。

3 報奨費は、会員入会承認後、速やかに支給するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めのないものは、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日より施行する。

## 「会員ご紹介カード」について

- 1.本カードは、現在入会しているシルバー会員の方のみご使用いただけます。
- 2.本カードを使用してご紹介いただいた方であっても、『入会説明会』は必ず受講していただけます。
- 3.本カードをご提出いただいた新規の入会申込者の入会が確定して（理事会での入会承認が必要）、初年度年会費のご入金を確認できた後、本カードのご紹介していただいた方（シルバー会員）に当センターより商品券（3,000円分）を進呈させていただきます。



### 【会員ご紹介カード】

会員ご紹介カード

### 新規でご入会を希望される方

フリガナ
氏名
住所

### ご紹介していただいた方（シルバー会員）

会員番号	会員氏名

公益社団法人 朝日町シルバー人材センター

発行日 30年5月